

交付図書の訂正について

平成23年7月15日付けで入札公告を行った「磐越自動車道 郡山管内（下り線）舗装災害復旧工事」に係る交付図書の内容の一部に誤りがありましたので、以下のとおり訂正します。

平成23年8月17日

（契約責任者）東日本高速道路株式会社東北支社
支社長 鈴木 辰夫

平成23年度

磐越自動車道

郡山管内(下り線)舗装災害復旧工事

図書交付資料正誤表

東日本高速道路株式会社 東北支社

郡山管理事務所

特記仕様書

誤

15-2 高速道路の環境美化

受注者は、工事の施工に伴う交通規制の実施にあたり、その規制区間内のゴミ等を除去する等、高速道路の環境美化に努めなければならない。

15-3 騒音等に関する配慮

受注者は、施工に伴う工事用機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行わなければならない。

15-4 環境保全に関する費用

本特記仕様書15. 環境保全に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

16. 建設副産物の活用

16-1 建設副産物の活用等

(1) 建設副産物の活用は、次のとおりとする。

建設副産物の種類	発生場所	数量	活用方法等
コンクリート塊	小野IC～猪苗代磐梯高原IC	約100m ³	再資源化施設
アスファルト・コンクリート塊	小野IC～猪苗代磐梯高原IC	約33,000 t	再資源化施設 再生アスファルトプラント
建設発生土			本特記仕様書6-1自工区外盛土場に関する事項による

なお、再生アスファルト砕石の材料に使用するアスファルト・コンクリート塊（切削材等）はその必要量を本特記仕様書5-1に記載の仮置き場へ一時運搬後、再生アスファルトプラントに運搬処理するものとする。

(2) 建設副産物を再資源化施設へ搬出する場合は、次によるものとする。

- 1) 搬出場所 現場から概ね40km以内の再資源化施設
- 2) 受入条件

受入曜日	土曜、日曜及び祝祭日以外の曜日
受入時間	24時間
仮置の有無	無
小割条件	50cm以下

16-2 施工計画書

- (1) 共通仕様書1-28-2(1)に規定する計画書の様式は、CREDASシステムの様式とする。
- (2) 受注者は、建設リサイクル法に基づき、工事及び工程の概要、工事の着手時期、分別解体の計画、特定資材の種類及び発生見込量、解体工事における技術管理者等、同法に基づき当社が都道府県知事（建築主事を置く市町村で施工するものについては、市町村長）に届け出る事項を施工計画書に記載しなければならない。

正

15-2 高速道路の環境美化

受注者は、工事の施工に伴う交通規制の実施にあたり、その規制区間内のゴミ等を除去する等、高速道路の環境美化に努めなければならない。

15-3 騒音等に関する配慮

受注者は、施工に伴う工事用機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行わなければならない。

15-4 環境保全に関する費用

本特記仕様書15. 環境保全に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払は行わないものとする。

16. 建設副産物の活用

16-1 建設副産物の活用等

(1) 建設副産物の活用は、次のとおりとする。

建設副産物の種類	発生場所	数量	活用方法等
コンクリート塊	小野IC～猪苗代磐梯高原IC	約100m ³	再資源化施設
アスファルト・コンクリート塊	小野IC～猪苗代磐梯高原IC	約38,700 t	再資源化施設 再生アスファルトプラント
建設発生土			本特記仕様書6-1自工区外盛土場に関する事項による

なお、再生アスファルト砕石の材料に使用するアスファルト・コンクリート塊（切削材等）はその必要量を本特記仕様書5-1に記載の仮置き場へ一時運搬後、再生アスファルトプラントに運搬処理するものとする。

(2) 建設副産物を再資源化施設へ搬出する場合は、次によるものとする。

- 1) 搬出場所 現場から概ね40km以内の再資源化施設
- 2) 受入条件

受入曜日	土曜、日曜及び祝祭日以外の曜日
受入時間	24時間
仮置の有無	無
小割条件	50cm以下

16-2 施工計画書

- (1) 共通仕様書1-28-2(1)に規定する計画書の様式は、CREDASシステムの様式とする。
- (2) 受注者は、建設リサイクル法に基づき、工事及び工程の概要、工事の着手時期、分別解体の計画、特定資材の種類及び発生見込量、解体工事における技術管理者等、同法に基づき当社が都道府県知事（建築主事を置く市町村で施工するものについては、市町村長）に届け出る事項を施工計画書に記載しなければならない。

特記仕様書

誤

18-20-3 種別

舗装補修工事機械現場内移動の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	機 械 名	搬入	搬出	適 用
舗装補修工事機械 現場内移動 A1	大型切削機	昼間	昼間	路面切削工 運搬距離：10km以上20km未満
舗装補修工事機械 現場内移動 A3	大型切削機	昼間	昼間	路面切削工 運搬距離：30km以上40km未満
舗装補修工事機械 現場内移動 A4	大型切削機	昼間	昼間	路面切削工 運搬距離：40km以上50km未満
舗装補修工事機械 現場内移動 B1	アスファルトフィニッシャー①	昼間	昼間	オーバーレイ工
	アスファルトフィニッシャー②	昼間	昼間	レベリング工
	マカダムローラー	昼間	夜間	運搬距離：10km以上20km未満
	タイヤローラー	昼間	夜間	
舗装補修工事機械 現場内移動 B3	アスファルトフィニッシャー①	昼間	昼間	オーバーレイ工
	アスファルトフィニッシャー②	昼間	昼間	レベリング工
	マカダムローラー	昼間	夜間	運搬距離：30km以上40km未満
	タイヤローラー	昼間	夜間	
舗装補修工事機械 現場内移動 B4	アスファルトフィニッシャー①	昼間	昼間	オーバーレイ工
	アスファルトフィニッシャー②	昼間	昼間	レベリング工
	マカダムローラー	昼間	夜間	運搬距離：40km以上50km未満
	タイヤローラー	昼間	夜間	

なお、昼夜連続規制時中は施工の段取り替え又は規制の切替えに伴う回送を除き、作業完了後の作業基地への日々搬出はせずに現場内に存置とする。

18-20-4 数量の検測

舗装補修工事機械現場内移動の数量の検測は、監督員が認めた数量（台・回）で行うものとする。なお、受注者の責による追加は認めないものとする。

18-20-5 支払

舗装補修工事機械現場内移動の支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、1台・回当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書および監督員の指示に従って行う舗装補修工事機械現場内移動の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除く全ての費用を含むものとする。なお、基地から作業基地までの往復に要する費用については、関連項目に含まれるものとする。

正

18-20-3 種別

舗装補修工事機械現場内移動の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	機 械 名	搬入	搬出	適 用
舗装補修工事機械 現場内移動 A1	大型切削機	昼間	昼間	路面切削工 運搬距離：20km以上40km未満（往復距離）
舗装補修工事機械 現場内移動 A3	大型切削機	昼間	昼間	路面切削工 運搬距離：60km以上80km未満（往復距離）
舗装補修工事機械 現場内移動 A4	大型切削機	昼間	昼間	路面切削工 運搬距離：80km以上100km未満（往復距離）
舗装補修工事機械 現場内移動 B1	アスファルトフィニッシャー①	昼間	昼間	オーバーレイ工
	アスファルトフィニッシャー②	昼間	昼間	レベリング工
	マカダムローラー	昼間	夜間	運搬距離：20km以上40km未満（往復距離）
	タイヤローラー	昼間	夜間	
舗装補修工事機械 現場内移動 B3	アスファルトフィニッシャー①	昼間	昼間	オーバーレイ工
	アスファルトフィニッシャー②	昼間	昼間	レベリング工
	マカダムローラー	昼間	夜間	運搬距離：60km以上80km未満（往復距離）
	タイヤローラー	昼間	夜間	
舗装補修工事機械 現場内移動 B4	アスファルトフィニッシャー①	昼間	昼間	オーバーレイ工
	アスファルトフィニッシャー②	昼間	昼間	レベリング工
	マカダムローラー	昼間	夜間	運搬距離：80km以上100km未満（往復距離）
	タイヤローラー	昼間	夜間	

なお、昼夜連続規制時中は施工の段取り替え又は規制の切替えに伴う回送を除き、作業完了後の作業基地への日々搬出はせずに現場内に存置とする。

18-20-4 数量の検測

舗装補修工事機械現場内移動の数量の検測は、監督員が認めた数量（台・回）で行うものとする。なお、受注者の責による追加は認めないものとする。

18-20-5 支払

舗装補修工事機械現場内移動の支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、1台・回当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書および監督員の指示に従って行う舗装補修工事機械現場内移動の施工に要する材料・労力・機械器具等本工事を完成するために必要な費用で諸経費に含まれるものを除く全ての費用を含むものとする。なお、基地から作業基地までの往復に要する費用については、関連項目に含まれるものとする。

特記仕様書

誤

18-21-4 支払

交通保安要員の支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、1人・日、1回当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う交通保安員の労力に必要な費用で諸経費に含まれるものを除く全ての費用を含むものとする。

	単価表の項目	数量の検測
特-(13)	交通保安要員	
	A	人・日
	編成A	回

18-22 交通規制

18-22-1 定義

交通規制とは、供用中の高速道路道路上で工事等を施工するにあたり、一般通行車及び作業員の安全を確保するため、交通監視員の配置や標識等の設置により交通を規制する作業をいう。

18-22-2 交通監視員

交通監視員とは、「道路保全要領（路上作業編）」の規定及び設計図面に従って配置する、一般通行車の監視及び注意喚起並びにラバコーン、標識等の配置状況を確認する者をいう。

18-22-3 種別

交通規制の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	内 容
車線規制	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制をいう。

18-22-4 施工

交通規制の施工は、「道路保全要領（路上作業編）」の規定及び以下の項目に基づき実施するものとする。

- (1) 車線規制の先端部（テーパー部）の1000m・800m・300m手前に矢印板を設置し、一般通行車に対し、車線減少の予告措置を講じなければならない。
- (2) 日々の作業終了時には、交通規制材を含む工事に関するすべての物件を撤去するものとする。ただし、昼夜間連続規制及び監督員が認めた場合はこの限りではない。
- (3) 「道路保全要領（路上作業編）」の規制内容に以下の項目を追加する。

正

18-21-4 支払

交通保安要員の支払は、前項の規定に従って検測した数量に対し、1人・日、1回当たりの契約単価で行うものとする。この契約単価には、設計図書及び監督員の指示に従って行う交通保安員の労力に必要な費用で諸経費に含まれるものを除く全ての費用を含むものとする。

	単価表の項目	数量の検測
特-(13)	交通保安要員	
	A	人・日
	編成A	回

18-22 交通規制

18-22-1 定義

交通規制とは、供用中の高速道路道路上で工事等を施工するにあたり、一般通行車及び作業員の安全を確保するため、交通監視員の配置や標識等の設置により交通を規制する作業をいう。

18-22-2 交通監視員

交通監視員とは、「道路保全要領（路上作業編）」の規定及び設計図面に従って配置する、一般通行車の監視及び注意喚起並びにラバコーン、標識等の配置状況を確認する者をいう。
なお、交通監視員の配置人数は「道路保全要領（路上作業編）」の規定によらず、規制車の位置を先頭に2km間隔で設置するものとする。

18-22-3 種別

交通規制の単価表の項目の種別は、次のとおりとする。

単価表の項目	内 容
車線規制	「道路保全要領（路上作業編）」に規定する走行車線規制及び追越車線規制をいう。

18-22-4 施工

交通規制の施工は、「道路保全要領（路上作業編）」の規定及び以下の項目に基づき実施するものとする。

- (1) 車線規制の先端部（テーパー部）の1000m・800m・300m手前に矢印板を設置し、一般通行車に対し、車線減少の予告措置を講じなければならない。
- (2) 日々の作業終了時には、交通規制材を含む工事に関するすべての物件を撤去するものとする。ただし、昼夜間連続規制及び監督員が認めた場合はこの限りではない。
- (3) 「道路保全要領（路上作業編）」の規制内容に以下の項目を追加する。